

第一次大戦期のW.M.ヴォーリズ

—日本帰化をめぐつて—

奥 村 直 彦

—はじめに

W・メレル・ヴォーリズ（一八八〇—一九六四）の生涯と彼が創立した「近江ミッショն」（のちの近江兄弟社）の歴史を研究する者にとって、第二次世界大戦前後の時期の取扱いはきわめて重要かつ困難で、特に注意深さを必要とすると言わなければならない。それはまずヴォーリズ自身にとって、太平洋戦争直前の一九四一年（昭和一六）一月に母国アメリカの国籍を離れて日本国籍に入り、「大日本帝国臣民」「一柳米来留」（ひとつやなぎあれる）となつたこと、その後間もなく彼が愛する日米両国が不幸にも戦争に突入したため、戦時下の心身共に苦しい生活を余儀なくされたこと、そして日本敗戦直後の一九四五（昭和二〇）九月初め、近衛文麿公爵の依頼を受けて連合軍総司令部（G・H・Q）にマッカーサー元帥を訪ね、また翌年一月に出された天皇の「人間宣言」の下準備に関わりを持つこと⁽¹⁾など、そのいずれを見てもヴォーリズにとっては、それまで近江の地で「神の国」の理想実現に生命をかけて来た日々とはおよそ異次元の世界に組み入れられた時期だからである。一方、近江兄弟社にとっても、当時の一般の

事業体と同様、戦時体制に組み込まれ、それらのきびしい思想統制と統制経済の中で生き伸びるために、キリスト教信仰や「神の国」思想を歪めざるを得ず、次第に伝道団としての姿が失われていくと共に、社員たちの相づぐ應召、そして日本臣民になつたとはいえ敵性国人であつたヴォーリズ夫妻の軽井沢「疎開」といった様々な困難に直面した時代であったからである。こうした戦時下の出来事については冷静な客観的評価と叙述が必要なことは論を俟たないし、現代の基準や価値観で一方的にこれを判断し裁くことは厳に戒めなければならない。「特に注意深さを必要とする」というのはその辺の事情をさしている。

紙幅の関係もあり、本稿においては右に列挙したような重要な出来事や事象のすべてをカバーすることはできないし、それら個々についての専門的な解説は後日に譲りたい。ただここではそれらの状況を踏まえながら、特にヴォーリズの生活と思想を、彼の帰化問題を中心に据えて考察していくことにする。したがつて視野に入れる年代はおよそ一九三七年（昭和一二）から一九四二年（昭和一七）までの五年間、特に四〇～四一年が主要な対象となる。

資料としてはヴォーリズ自身または関係者のメモ、日記、手紙等の第一次史料、彼の著作や文章を含む近江兄弟社関係の出版物（「湖畔の声」、月報、社報、英文図書等）、および当時の新聞、図書などを使用する。なおこの時期のこのテーマについては、ジャーナリズムを除けば学術的な先行研究は現在のところ未見である。

一 準戦時体制下のキリスト教会と近江兄弟社

(1) 日本基督教団設立への対応

周知の通り、一九三九年（昭和一四）一月の第七十四帝国議会に平沼内閣によつて提出された「宗教團体法」案は、

第二次大戦期のW.M. ヴォーリズ

三月二十三日に成立して直ちに法律となり、翌一九四〇年四月一日から施行された。この法律によつて生じた宗教界の大きな変化の一つは、言うまでもなくキリスト教会合同の議⁽³⁾であり、それに基いて一九四一年（昭和十六）六月二十四日に「日本基督教団」が設立されたことである。⁽⁴⁾ここではその設立過程を論ずる必要も、つもりもないが、これの設立は、「近江ミッショն」が創立以来三十余年にわたつて近江の地に伝道し結果を見た滋賀県下各地の教会、伝道所、基督教青年会（Y.M.C.A.）に大きな影響を与えた、近江兄弟社の伝道（宣教）部門が根本的な改組を迫られたという事実は銘記されなければならない。⁽⁵⁾ちなみに教団成立直後の一九四二年度の統計資料を見れば、当時の滋賀県下の教会の状況は左表の通りであった。⁽⁶⁾このうち○印は「近江ミッショն」が設立、または再建に関わった教会、伝道所であり、県下教会の過半数を占めていたことが判る。

日本基督教団	近畿教区	滋賀支教区	教会一覧	※一～三、伝は教会種別。（兼）は兼務者
瀬	○	志	○	賀
深	○	大	○	津
清	○	膳	○	津
田	○	堅	○	賀
由	○	大	○	津
同	○	今	○	同市白玉町四一
同	○	江	○	同市膳所中庄町中庄三〇〇
同	○	新	○	同市東浦大石六二
同	○	庄	○	滋賀県滋賀郡堅田町堅田一六七四
同	○	水	○	同県高島郡大溝町勝野一二四二
同	○	田	○	同県同郡今津町今津辻川一八七
同	○	溝	○	同県同郡新儀村新庄五九〇
同	○	津	○	同県同郡川上村深清水
同	○	庄	○	同県栗太郡瀬田町橋本九三〇
辺	三	渡	三	※伝（兼）井田健司
泰	（兼）	同	二	（兼）金子玄造
造	（兼）	同	二	（兼）渡辺泰造
（兼）	（兼）	半	三	（兼）中原利雄
渡	（兼）	同	三	（兼）脇忠雄
泰	（兼）	田	二	（兼）信夫
造	（兼）	田	二	（兼）敏雄

草	津	同県同郡草津町大路井殿町四二五
水	口	同県甲賀郡水口町四二七一
近江	野	同県野洲郡兵主村野田黒内一八一九
仁	保	滋賀県野洲郡中里村仁保
近江	八幡	同県蒲生郡八幡町市井中栗一七七
武	佐	同県同郡武佐村
安	登	同県同郡安土村常樂寺六一六
能	川	同県神崎郡能登川町垣見七五八
彦	根	彦根市四番町七一
米	原	同県坂田郡米原町米原七二六
長	浜	長浜市南吳服町三〇
朝	日	滋賀県東浅井郡朝日村海老江二四八
近江木ノ本		同県伊香郡木ノ本町木ノ本一〇〇七
傳	（兼）	三三三三三三三
（兼）	坂	山
高	内	川
炭	吉	井
田	田	上
政	田	橋
治	漢	東
郎	明	寅之助
（兼）	勝	一
下	治	政
坂	治	權一
山	次	
脇	雄	
杉	治	
井	明	
勝	治	
良	治	
敏	治	
勝	治	
次	治	
雄	治	
治	治	

近江ミッショնは、教団設立までは、滋賀県下に八幡、近江療養院、能登川、米原、水口、堅田、今津といったミッショն独自の「教区」を持ち、専任牧師を配置すると共に社員を教区委員に任命して伝道を行つて來たのであるが、教団成立後、滋賀支教区のミッショն関係教会は、近江八幡教会を中心とし、他はその支教会という形で財團法人近江兄弟社の手を離れた訳である。しかし牧師給与は依然ミッション（財団）から支払われていた。なお八日市教会については同地に陸軍飛行隊があつて憲兵隊が駐在し、近江兄弟社が敵性団体としてスペイ容疑をかけられたためいつたん徹収したとされている。

(2) 準戦時体制への対応

話はさかのぼるが、一九三七年（昭和一二）七月七日に日中戦争が起つて間もない同二十二日、「日本基督教連盟」は傘下の日本組合基督教会に対しいや早く「非常時局に関する宣言」を発し「国民精神の作興への努力」「皇軍將兵への慰問事業」「一日も早い時難の解決」等を要望した。⁽⁷⁾これを受けた日本組合基督教会は加盟諸教会の牧師、役員に対し、早速、右の宣言精神に則つて恤兵その他の事業への参加を呼びかけている。⁽⁸⁾近江兄弟社においてもこれらとは直接関係なく「一口、毎月十銭以上」の恤兵慰問金を社員に呼びかけ、この醸金は「事変終結まで継続する」こととした。さらに政府は同年十月十三日より十九日までを「国民精神総動員強調週間」と定め「『举国一致』『尽忠報國』の精神を鞏うし事態が如何に展開し如何に長期に亘るも『堅忍持久』締める困難を打開して所期の目的を貫徹すべき国民の決意を固め、之が為必要なる国民の実践の徹底を期すものとす」⁽¹⁰⁾としたが、これに対し近江兄弟社としても早速左のような計画を樹立し、社員の協力を要望している。⁽¹¹⁾

- 一、強調週間第一日に於て従業員一同に趣旨、運動目標並に実践事項概要を説明し、その注意を喚起し協力を求むる。
- 二、本運動の趣旨を体し各地実情に即応したる計画を樹立実施する様各教区に通牒を発す。
- 三、社内應召者に感謝激励の手紙を出す。
- 四、十四日正午忠魂碑参拝、碑前に於て出征將兵に対し感謝默礼を捧ぐ。
- 五、今後食前に当りては必ず出動將兵に対する感謝を憶えること。
- 六、事變終るまで慰問献金を続けることを更に強調すること。
- 七、出動軍人遭家族家庭慰問。
- 八、出動軍人遭家族慰安会の開催。
- 九、十七日教会に集り、國旗掲揚、國歌齊唱、伊勢神宮並に宮城の遙拝をなし、國威宣揚武運長久祈願礼拝を執行す。
- 十、十七日夜國民精神総動員講演会を開催す。
- 十一、代表者をして桃山御陵に参拝せしむ。

これらの素早い対応は当時の日本国民としてはきわめて普通のことであったとはいえ、それまでの三十年に及ぶ

「近江ミッショն」の歴史を考えるときやはり疑問なことはしない。この中にはキリスト教信仰はもちろん、それらしき特色、あるいは少くとも精神的苦衷の跡を見出すことができないからである。冒頭にも記したように、現代の尺度を以て当時をはかる愚は避けなければならないが、昭和十二年という時期において、これらの対応に信仰的痛みがいささかも見出せないことはやはり不思議と言わざるを得ない。しかし近江兄弟社は決してキリスト教を放棄したのではなく、県下各地の教会、伝道所、日曜学校、基督教青年会、福音船ガリラヤ丸、通信学会等の宣教部門はもちろん、幼稚園、女学校等の教育部門も活潑に活動を展開していたのである。⁽¹²⁾また産業部門のメンソレータム（現・メンターム）は将兵の慰問袋に喜ばれ、売行きも順調で当時の満州国奉天市（現・瀋陽）にメンソレータム満州工場がつくられている。しかし当時、経営上の責任を負っていた吉田悦蔵（一八九〇—一九四二）は、反米英に傾いていく時代の流れを察知してか左のような注目すべき報告を「湖畔の声」の中で行っている。⁽¹³⁾（傍点筆者）

琵琶湖畔の三十年伝道の生活は結局どうであったか、表面より物的に見れば、サナトリアムが出来た（これは完成に近いです）、幼稚園が数箇、女学校（未完成）、工場建築事務所、メンソレータム本舗、各地の会館数箇、雑誌や書物、キリスト信者が千数百人（？）で大体しまいになる程のことです。だが米国人ヴォーリズ先生を通じて、米國に歐州諸国に信仰の友を沢山作り、清水安三兄を通じて支那に、竹内保之助兄を通じて朝鮮に、又日本内地に、数万、数十万の知人朋友を作り、常に、キリストの大精神を語り合つて来た、過去は消すことの出来ぬ或るものを持ち地上に播き散らしたと信じます。

今月より本誌も非常時に入り、御覽の通りに、ザラ紙刷りとなり巻頭言は、近況子独占でなくなり、ページ数も減らさざるを得ないことになりました。御諒承を願ひます。非常時は一種のトンネルです。このトンネルの長さが分りません。煙も、毒ガスも相當に来襲しませうが、抜けば、青天であり、日本晴れであるべきです。近江兄弟社列車は、今や、トンネルに入りました。祈りつゝ力強く、しかも大希望を持つて前進します。

近江兄弟社、今や、第二世時代に入る、一時代二十五年と昔からきまつてます。これから本誌も、第二の時代に入ります。若き兄弟の健筆に、新血潮の高鳴るを覚へます。アメリカや、英國が、東洋の宗教をいた方法と同じ様なイデオロギーに立つ今は

の、キリスト教ミッショナリズムは清算されるのです。

近江兄弟社、過去の決算あり、更に新年度、即ち第二近江兄弟社に突入するのであります。

このときの吉田は過去三十年、ヴォーリズ、村田幸一郎らと共に夢中で働いて来た近江伝道の成果を、「目に見える」形で回顧してみた結果、一応のことはできたが、折柄の時局に何かそぐわない空しいものを感じて時代に適応した信仰思想を模索していたものと思われる。その表れが先に紹介した「近江兄弟社、過去の決算あり、更に新年度、即ち第二近江兄弟社に突入するのであります」（傍点筆者）ということばになつたのである。ここにおいてヴォーリズが持ち込んで来たアメリカ直系のピューリタニズムに立つY.M.C.A的な「神の国」の実践運動を根本原理として来た「近江ミッショナリズム」は新たな方向に大きく転換し始めたことになる。その意味で吉田の責任は大きいものがあるが、彼が当時、この団体を守るために、皇國思想を受容するかのような「ゼスチニア」を示さなければならなかつた苦しい立場も理解できないことはない。だが一方、ただ単なるゼスチニアではなく、自身がまじめに日本精神に立つたキリスト教を考えていた節もあり、彼にその影響を与えたのは作家の沖野岩三郎（一八七六—一九五六）と顧問弁護士の山下彬麿（一八八二—一九五五）であったと思われる。周知の通り沖野は波瀬に富んだ生涯を送った宗教作家であるが、⁽¹⁴⁾「湖畔の声」誌上に屢々日本思想や神社神道に関する論稿を寄せ「神」観念の変革を説いた。⁽¹⁵⁾吉田の論調にその影響が見え初めるのはこの頃からで、「天御中主之神」が「天の父」であるとするが如きはその一例であろう。山下は同志社理事となつて吉田と共に同志社大学「神棚事件」等の処置に働く有能な弁護士であるが、「日本のキリスト教」を主張した人としても知られている。

なお沖野は吉田の死後「吉田悦蔵⁽¹⁷⁾」を編んでおりこれの編年記録としての文献的価値は高い。

三 W・M・ヴォーリズの帰化問題

(1) 日本帰化の経緯

以上見て来たようなキリスト教会や近江兄弟社の当時の状況の中につけて、ヴォーリズ自身の生活や思想はどうであつたのか。冒頭に述べた通り、彼にとってこの時期の最も大きな出来事は、日本人一柳米来留となつたことであつた。いつ頃からこの考えが彼の心に兆したかは不明であるが、少くとも表面的な動きを見せ始めたのは一九三九年（昭和一四）頃からであると言えよう。ヴォーリズ夫妻はこの年、夫人の郷里小野で行われた一柳直末三百五十年祭に国民服と紋付姿で参列、翌四〇年（昭和一五）帰化手続きをとったことを夫人の甥一柳末幸氏に告げている。⁽¹⁸⁾ そしてその年八月二十日、彼は八幡町長岡田伝左右衛門、前町長梅村甚兵衛、元町長橋本二郎ら三名の案内により県社八幡神社の氏子となる立言式を同社で挙行したのである。⁽¹⁹⁾ その前にヴォーリズは夫人満喜子が戸主となつて新たに創立した一柳家に入籍する形で帰化することが考えられ、その伺いが八幡町役場、警察から県庁、そして内務省へと進達され内務大臣の内諾が得られていたことは言うまでもない。⁽²⁰⁾ 一方、吉田と山下は外務省関係の手続きを進めたようである。

この日八幡神社社司^{おか}岳直三は神前に左のよろづ^{ゆりふ}祝詞^{のりじ}を奉上した。⁽²¹⁾

掛麻久母畏伎

八幡神社乃大前爾社司岳直三恐美恐美母白佐久滋賀県八幡町大字慈恩寺町元爾先津頃^{ヨリ}里住居世志ウキリアムメレルヴォーリズ伊此度天皇乃國民乃籍爾入留可伎大恩賴平蒙留事止成奴丸契今日事乃由告奉里大神乃御氏子止更爾心平改來和美奉良卒止為留狀乎平介久安介久聞召

第二次大戦期のW. M. ヴォーリズ

止産土神爾告介奉良久平樂志止母懷志伎事止志正志久大御世乃采止国津波寄世立碑久留清伎水器爾入礼立交札波殊立麥良奴人々乃心爾通布大八洲神隨知留由母無伎御神德爾入佐世給布御祭爾今日乃御饌物内外乃物捧奉里大前爾始立志仕布留御祭爾志母有礼婆神職辭別介立白左久ウキリアムメレルヴォーリズ毎明治十三年十月二十八日アメリカ乃國カンサス洲レベンワース町靈生礼其乃國乃學術乎修光明治三十八年二月頃滋賀県立八幡商業学校英語科乃教師上宗里其後基督教乃教乎目的止須留種々乃事業乎起須中爾別役立母世乃為人乃為尽世留事多宗留爾日本乃人々爾母深久交留事止奈里留隨爾此乃八幡手嚴乃住家遠久乃故鄉止定米善伎長人止我大御國乃手振志留々事不久此乃紀辰年爾又歲六十一乃目出度役年乎重字心誠乃道爾通比立今日乎生日乃足日止固米立麥良反同胞止近江乃兄弟止其乃交里深役人々止共爾參集此覺乃隨爾大和乃言葉爾立心母同志宣里誓比奉良久平介久安良介久聞召志立大神乃御氏子止惠美幸比壽命長久守護里幸多久有良志米給開止恐美恐美母曰頃

続いてメレルヴォーリズは次のような「立言文」⁽²²⁾を神前に奉読した。

宣誓書

私儀

日本帝国の国籍を与へられたる上は日本帝国臣民として皇室に対し奉り全身全靈を捧げ忠誠を尽し日本の國体の精神を遵奉すべき事を茲に謹んで神明に奉誓候
右宣誓書依而如件

昭和十五年八月二十日

滋賀県蒲生郡八幡町大字慈恩寺町元十一番地

戸主 一柳満喜子内

ウキリアム・メレル・ヴォーリズ

このあと岡田町長の祝辞、そしてメレルから残る生涯を日本のため八幡町のために捧げたい旨の答辭があり、梅村の仲介保証によりメレルから神田三段歩が神社に寄進されたという。

ヴォーリズが正式に日本国籍取得の許可を得たのは翌昭和十六年一月二十四日のことである。この日正午、ヴォー

リズは夫人満喜子と共に八幡町役場に行き、同行した吉田悦蔵、村田幸一郎、檜山嘉蔵、それに弁護士山下彬麿らが証人となつて一柳家に入籍し、夫妻の婚姻ははじめて正式なものとなつたのである。ヴォーリズの結婚は一九一九年（大正八）六月のことであつたが、ヴォーリズが米国籍であつたため満喜子夫人は以来二十年余を無国籍の状態に置かれていたことになる。同年二月一日付で「メセル」は「米来留」と改名、いよいよ皇國臣民「一柳米来留」が誕生したのである。一月二十五日には吉田と共に県知事らに挨拶、同夜ラジオ放送でこの帰化が知られ、新聞夕刊も大きくこれを報じた。⁽²³⁾

このあとの反響は大きく、各地の知人や未知の人々からの手紙も多く寄せられたが、この帰化を喜ぶものが殆どであったようである。次にその一、二を紹介してみよう。

〔……此度日本に御帰化遊ばし事何より嬉しく喜ばしく存上候、日本の國土に神の國実現を期し幾十年獻身努力致されし事とて御帰化は蓋し其結論の一つかと存上げ至慶賀候 小生事山下先生の御指図に依り、僅かなる御手数を致したにも不拘御町重なる御挨拶を辱めし恐縮至極に存じ折角の御厚情とて難有感謝して拝受仕候
此上ともい自愛の上我が皇國日本の為に御獻身御奉仕の御生涯を御健かに御過し上遊度俯して祈上げ候

一月九日

草々不一

奥 村 龍 三⁽²⁴⁾

一柳米来留様

御令室様

ヴォーリズは周知のように同志社カレッジソノダ（One Purpose For Doshisha）の作詩者で校友、吉田は当時理事として、山下弁護士と共に、軍部の重圧下に苦惱する湯浅総長の同志社で難問題解決に尽力していたことから、同志社専務理事であつた奥村のヴォーリズ帰化に対する喜びは自然なものであつたろう。なお彼もヴォーリズの帰化促進に何かの手助けをしたことなどが文面からも窺える。

丁謹啟

皇紀一千六百年を過へ我が歴史に未だ曾てなき一大困難に相当したじつおつむか今日、本日の如く貴下御夫妻の御慶事を承るほど感謝をおぼゑるいとは御座いません。

……（中略）……

本日の如く國際的危局に直面しております我が日本の国情をがくりみまひし一こほ貴下御夫妻の今事御慶事をおよろいお申上げると同時にこの頃圓に在つて貴下が御餘生をなほりの上におへん下さる御決定に対しましては私は眞実の友を見ましたるか如く心かられしく存じます。未だ一面識もなき私ではありませうが曾ひては貴下の故國に御厄介かけし一人として今回の御慶事を一言申上げばにはおひれません。失礼の程は御許し下され。

……（中略）……

私は此のみわいらしからんせきの心を以て貴下御夫妻のいつまでも～その御幸福と御健康を御祈り申上げます。

湖北米原在多和田
暉文 11 (25)

一柳御夫妻様

上の摺文「」は無名の人で、ガーリグヒルの面識はなかつたが、大正末から昭和初期に五年間米英に留学し、吉田から屢々ガーリグの人の顔や皮ふを認めたやうである、その關係で一層の感激を歟たるものと想ふ。

Toyama, March 13th, 1941

③ Dear Hitotsuyanagi Sama,

Your kind letter in answer to my questions came promptly, and, later, your announcement. Mr. Kamagai called the other day, and was remarking on the latter, He was especially struck with the Third of your three Reasons. They are all extremely reasonable to my thinking

Margaret Elizabeth Armstrong

富山、一九四一年、三月十三日
親愛なる一柳御夫婦

私の質問に早速お答え下さいてあります。そのあとあなたの帰化宣誓を拝見しました。龜谷さんが先日訪ねて来られ、宣言について意見を述べられておられましたが、特に三つの帰化理由のうち第三番目のものに強い印象を受けたようですね。私たちのやうな彼らの理由はいかれもさわめて納得のいくものばかりです。……

マーガレット・リチャーズ・アーヴィング (26)
(拙訳による)

アーヴィング (一八七七—一九六〇) はヴァーリズに先立つゝと一年の一九〇三年 (明治三十六) に来日したカナダ合同教会婦人伝道協会の宣教師で富山に青葉幼稚園を設立した人で、ヴァーリズとも親交があつた。近江ミッショングから購入した別荘が軽井沢にある。彼女もこの時期に帰化を申請して認められ、「畠武菫マーガレット」と改名しているので特にヴァーリズの帰化に関心が深かったものと考えられる。文中の「三つの理由」の第三番目としては、後に紹介するように、ヴァーリズがその頃日本が置かれていた国際的状況を踏まえて帰化の決心をしたことを指すものと思われる。

なおアメリカ合衆国政府によるヴァーリズの「米国籍喪失証明」(Certificate of the Loss of the Nationality of the United States) は一九四一年五月十二日付になつており、その法的根拠は、ヴァーリズが日本に帰化したことにより一九四〇年の国籍法第四章第四〇一条 (Section 401 of Chapter IV of the Nationality Act of 1940) の下に行われたとされてくる。この文書はアメリカ合衆国大阪総領事館アリソン領事 (John M. Allison) の署名により、同年十二月六日付でヴァーリズに送付されている。⁽²⁷⁾ 時あたかも日米戦争の開始むやか一日前のふうだあつた。

次にその証明書を紹介する。

CERTIFICATE OF THE LOSS OF THE NATIONALITY OF
THE UNITED STATES

(This form has been prescribed by the Secretary of State pursuant to
section 401 of the act of October 14, 1940, 54 Stat. 1171.)

EMPIRE OF JAPAN)
PREFECTURE OF OSAKA)
CITY OF OSAKA)
CONSULATE OF THE)
UNITED STATES OF AMERICA)
 SS

I, John M. Allison, hereby certify that, to the best of my knowledge and belief, William Merrell VORIES was born at Leavenworth, Kansas, on October 28, 1880;
That he resides at Omi-Hachiman, Shiga-ken, Japan;
That he last resided in the United States at 1261 Emerson Street, Denver, Colorado;
That he left the United States on January 13, 1939;
That he acquired the nationality of the United States by virtue of birth;
That he has expatriated himself under the provisions of Section 401 of Chapter IV of the Nationality Act of 1940 by being naturalized in Japan;
That the evidence of such action consists of the following:

- (1) Document from the Ministry of Home Affairs dated January 24, 1941, approving his adoption

into his Japanese wife's family. Mr. Vories acquired Japanese nationality in accordance with Japanese law No. 66, of March 1899, Article 5(2);

- (2) Certificate testifying to the adoption of Mr. Vories into the family of his wife executed on January 30, 1941 by the mayor of the town of Hachiman, Gamo County, Shiga Prefecture, and

- (3) Certificate of Japanese nationality, dated January 30, 1941, issued by the Chief of Police at Oni-Hachiman, Shiga-Prefecture.

In testimony whereof, I have hereunto subscribed my name and affixed my office seal this 12th day of May, 1941.

(signature)

John M. Allison,
Consul of the United States of America

(2)

日本歸化の理由

やがてオーラーがなだめの世間は歸化を承認したのだ。ホト彼田舎の轍に「私は歸化するよ」と叫んで、「私の理由は、田舎へ戻る事からだ」が、轍の上ではあるが、たとえ「ただ『日本を愛する心』である」恤ひ除かれて、やがて彼田舎の経験が心得た日本人に対する愛について具体的な説明が出来た。やがてやがてやがて「九〇年春、西高止山越の「ホヤハラ」山頂に現れた轍十三の秘密的な美に魅かれ、

」)に始まり、近江八幡へ西下する車中から見た山々が少年の頃から理想としていた青々とした緑に包まれていたこと(日本の風土・風景への愛)、商業学校で接した生徒たちや各地から彼を訪れた日本人たちの心の美しさ、生徒たちとの心の交流(生徒たちと日本人への愛)、明治天皇の他国の君主には見られない御稟威^(み)や、心深い御製に抱いた特別の畏敬の念(天皇への敬愛)、自分に与えられた天賦の仕事と軸を共にする眞実の友(仕事と同僚者への愛)等であり、しかもこれらはまだ自分が『日本に滞留する外国人』であったときに与えられたもので、それは天国に比すべき幸福であったとしている。

では次になぜ「帰化する必要があるのか」と言えば、愛は他から受けるだけではなくお礼返しすべきもので、もともと自分は空手で来日した(奉仕の精神だけはかたく持っていたが)ので、一体何を日本に差上げるかと言えば私自身以外にはない訳であるという。これはキリスト者として「受けるよりは与える方が、さいわいである」⁽²⁹⁾とする聖書のことばから得た考えであろう。統いてなぜ「この時期に」という疑問を予期してか、彼は、帰化するにしても「その機が適当でなければ何等か一身上の利を貪るが如く見られないでもない」⁽³⁰⁾ので今までその折を得なかつたのだ、と説明している。しかしこれだけではいささか説得性に欠ける感なしとしない。そこで彼は先に触れたように第三番目の理由として世界の中で日本が置かれている状況や責任等に言及し、その愛する国民、国家と患難を共にすることを願つての帰化であると結んでいる。その部分を引用してみよう。(傍点筆者)

ところがそのうちに世界は混沌たる今日の如き現状を呈する様になり、殊に日本は東亜の新秩序建設の大任を背負つて立つべき秋となつて來た。今までは一時的のよい加減の弥縫策でどうにか保たれて來た東洋問題も、之を公正に恒久的に解決するには今や国民全体の犠牲苦難なくしてはのぞまれない事となつた。かゝる際に私は依然外国人であれば、私は生國に帰り余生を楽しむ事が出来るのであつて何の不便もない。しかし人は彼が愛するものの患難をあとに、自ら飄然と去るに忍びない。却つて、生と共にし、自らを与へんとする情に駆られるのである。今たゞへ日本国に試練の嵐たけるとも私は決して去る事はないであら

う。何となれば私は天晴朗の日には却つて躊躇したに不拘今日の如き国家の非常時に帰化をしたのであるから。

斯く言へば、國家の非常時を自己の心理的満足に利用したかの如くにいへ、雄々しくない振舞、愛に反する行為のいとく解すものもあるが、私はかまはない。私は、真理と正義が最後の勝利を得るといふ事を信するものである。世には混乱あり、誤解あり、動機についての曲解あり歴史的事情についての無智あり、人間の功利的慾望が世界をその中に捲込むことに見聞するにたゞない複雑怪奇な事柄も多く存するのであるが、それらの只中にあつても、真理の種子はやがて地上に来るべき新しき秩序の中に於て花をさかせ実を結ぶのみがあることを確信して疑はぬものである。日本は今や世界の再建に重大なる責任を有し、而してその役割を完遂するまゝには勿論、生みの苦しみをしなければならない秋にならぬといふ。私は今既に齡進んだ身であるから、私が國家に貢献し得る所はまことに微少なものではある。然しながらに際してゐる。私は今既に齡進んだ身であるから、私が國家に貢献し得る所はまことに微少なものではある。然しながら少くとも、私は私の愛する国民、私の帰化せる國家と、その患難を共にする事は出来よう。そしてそれこそ私が帰化するに至つた決定的な動機である。如上の理由で、今、私は、年来の帰化の希望を遂に完了したことを衷心より満足に思ひ、欣快に堪へぬものである。

ただこれらの中には當時の時代状況からの影響があつてかやはり建前論的な要素を含んでゐる所は否めない。戦後、グレース・フレッチャー (GRACE NIES FLETCHER) によつて書かれた『THE BRIDGE OF LOVE』(愛の架け橋)⁽³⁾によれば、メンル自身は先に述べたような日本及び日本人への愛について語つた後、帰化の主な理由として「この仕事を擧げて」⁽³²⁾ 1つは彼の創立した近江兄弟社の仕事 (his work with the Omi Brotherhood) やねりある。1つは“天与の”満喜子夫人との結婚 (his “heaven-sent” marriage to Maki) やある。前者の仕事については容易に理解できるが、特に後者に関してフレッチャー女史は、満喜子夫人が一九一五年に渡米ペベボームを拒否された事件の影響があることを指摘し、夫人の話を紹介しながらその間の事情を述べてゐる。それによるとガーリック夫妻は一九一九年に教会 (明治学院チャペル) で結婚式を挙げたが、その前日、一人は東京の米国総領事の立会で法的な儀式 (a legal ceremony) を行い、総領事は彼女に握手してアメリカ市民となつたといふこと、祝意を述べたといふ。

(the consul general in Tokyo ... shook my hand and congratulated me upon becoming an American citizen.)

（彼女は華族籍を外れ、したがって日本国籍をも捨て、総領事の前で新しい祖国アメリカへの忠誠を誓ったのである。そして一九一五年の出来事、彼女は自分が日本人でもなくアメリカ人でもない「国籍のない女」となったことを知った時の恐怖を想像してみて下さい。）トマス・トマソ・チャーチに語ったと同書は記している。一九一五年のケースは、米国移民法（一九一九年）の東洋人にに対する除外例（1923 Immigration Act's "Exclusion Clause" for Orientals）によるものであった。⁽³⁴⁾この出来事以来、ヴォーリズの心には満島子夫人の国籍の問題、ひいては自分の帰化のいじめにかかっていることは間違いない。それは妻満島子への愛であり、彼の心の重荷でもある。

なお、ヴォーリズは自分が日本臣民となるためのやむを得ぬ手続あるいは通過儀礼とはいへ、神社で宣誓を読むことについて信仰上どう考えていたのであらうか。これに関して彼は、日本の國と天皇に対して忠誓を誓うのは市民の儀式であり、やようどアメリカ市民になる者が、アメリカ合衆国とその星条旗に忠誓を誓うのと同じであるとして命理的に割り切っていたのである。かえって日本人の方がキリスト者ヴォーリズがそれまでして日本人になってくれたことに対し無条件に喜んでいたといふことである。

なお地理的にも民族的にもやようど日米の中間にあたるハワイの日系新聞はいのいを客観的かつ冷静にいふべく、あわせて「米国帰化法」の差別性を指摘しているのは妙ながらであると言えよう。左にそれを紹介する。⁽³⁵⁾（傍点筆者）

身を以て日米間の橋となる

血腥い戦争話や、虚々実々の憶つかぬやうな国際関係や労資関係の記事のみが、どの国の新聞紙にも一番幅を利かしである今日、神の国実現を実際生活の上に現はしてゐる近江八幡に於ける近江兄弟社創立者の一人米人ウキリアム・メレル・ヴォーリズ氏が、去る一月二十四日予て出願中なりし日本への帰化に關するすべての手続を終了し、近江八幡在住の戸主として夫人一柳満喜子さんの許に入夫され、名前も一柳米来留とされたとの報知に接した時、此の御夫婦とは古くより知り合ひの間であり、殊に

その畢生の事業に対して、平生より満腔の敬意を傾倒してゐる筆者は、大なる一種の感激に打たれた。同時に又此のことは日米両国の双方、殊にアメリカへの或る強き示唆を与へたものだと考へた。

これが平和泰平の時ならばいざ知らず、日米両国の中柄が何時雨となるか嵐となるかも判らぬといふ秋に於て、アメリカ側の大衆がヴォーリズ氏の此の行動を何と見るか知らないが、たとへ同氏をして非国民党奴とまで思はぬまでも双手を挙げて賛意を表するものは恐らく極少数であらう。同時に又これと同じやうな場合が若し反対に起つたとして米國に於ける日本人の中にヴォーリズ氏のやうな人があり、かりに米國が日本のやうにその帰化を許したとしたら、日本の同胞はそれをどう見るであらうか。それは今の米人がヴォーリズ氏に対するぐらひの態度ではなか／＼済まぬであらうなどとも考へた。

それは兎も角として、ヴォーリズ氏は元來初めより日本国民の教化を志し、大学を出ると共に壯しくして日本に来り、三十有六年間そのために全身全靈を捧げて來た人である。斯の如き人がいま日本に帰化するのに何の不思議もなく、日本としても又此の有能なる一米人をその一億同胞の中に加へたことを喜び且誇りとしてゐることは当りまへで、そこに少しの無理もこだはりもない。

しかしそれだと言つてもヴォーリズ氏が、いよいよ日本に帰化すべく決した心境を思ふと、それはなかなか容易ではなかつたことが察せられる。誰しも人間の至情として、その父母の國たる故郷と一切の絆を切るといふことは、並大抵の覚悟で出来ることではない。ヴォーリズ氏が如何によく日本を理解し、如何に深くその國土と人民とを愛するかを、亦以て知るべきである。

一柳米来留と改名して日本帝国の一臣民となつたヴォーリズ氏は、今後は勿論我が天皇陛下の忠良なる赤子として、日本のために其の余生を捧げる旨を公に盟はれてゐる。之も当然のことであつて、ヴォーリズ氏の此の偽らざる徹底した純なる氣持ちと態度は、移して以て米國に於けるわが若き日系市民が、アメリカに対して、その儘に受け継がねばならぬ気持ちであり且態度である。

今回ヴォーリズ氏が日本に帰化したことにして、更に又新たに考へられるのは米國の帰化法が東洋人だけを除外してゐる差別的態度である。アメリカはいま世界中の殆んどすべての國民に帰化を許してゐるが、東洋人だけには、その教養及び能力の如何に拘らず、之を許してゐない。これは主として日本人を目標として、そういうふい偏頗なる法的解釈を下してゐるのである。支那人その他の東洋人は巻き添へを食つてゐる形である。それは如何に米國の為に貢負目に見ても甚だ謂なき事である。米國は日本に比べて百の美点があり千の長所もあらうが、一つ此の帰化法に関する限り、大なる黒星を附せられてゐると言はれても仕方があるまい。

日本はいま米国から侵略国だと非難されてゐる。全体主義国だと謳ひられてゐる。しかし世界万邦の人に対し、平等に帰化を許してゐる大度と雅量だけは、アメリカよりもたしか一日の長があると言つても決してそれは過言ではあるまい。此の点は大いに考へねばならぬところだ。ヴォーリズ氏は身を以つて日米間を繋ぐ一つの橋となつた。その橋を支へる人柱となつた。斯くの如くアメリカの人は日本のために、双方を繋ぐ橋となり人柱となるのでなければ、眞実の諒解と親善を期することは、到底望めない。われ等は今後両国からさういふ人の統々と現はれることを望んで已まない。

なおヴォーリズの帰化の具体的な法的手続と過程についてはまだ不明のことが多い。しかし多勢の人々がこれに関与したことは明らかで、その中の一人に東京帝国大学高木八尺教授があり、彼の書簡によれば高木は、帰化手続が中々進展しないことを案じて、ヴォーリズ秘書であった米山輝男に対し、菊地氏（筆者注、菊地武男内務省神社局兼大臣官房文書課、内務事務官）に督促問合せをするよう述べてゐる。この一九四〇年一〇月は皇紀二千六百年、しかもヴォーリズの還暦の月であったことから、それに間に合うようにという周囲の意向が見られることも注目される。高木教授はのちにヴォーリズを東大講師に推挙し、彼は文学部で英文学や会話を教えていた。⁽³⁸⁾ なお同じ頃、京都大学、同志社大学等でも講師として教えたが、ここではそれらについては触れない。

おわりに——ヴォーリズの心境について——

ヴォーリズ夫妻は昭和十七年六月から例年のように軽井沢の別荘に移り、以後戦時下を近江八幡から離れて過した。これは一つにはヴォーリズ夫妻を保護するためであつたが、夫妻はこれを社からの追放と受取つたようである。「無冠の大夫」という夫人のことばがそれを物語つてゐる。⁽³⁹⁾ そこにはたしかに軍部の抑圧から社を護る意向が働いたことは否定できない。近江兄弟社に対する憲兵隊や特高警察の出入りや検閲がきびしくなつて來たからであつた。しかし

蛭井沢におこしやられたるの監視や出入りはあり、やへした中や宿舎の東大への週一度の出講はヴォーリズにとって大いに慰めであったに違ひなし。いやした彼の戰闘下の生垣といふの記述は別の機会に譲ることし、終りに本稿のみあることし、ヴォーリズ自身の帰化をめぐる心境について考えてみだ。

彼には多くの著作があるが、一九六〇年セル・ヒルター女史(Frederica Mead Hiltner)より著せられた『Poems of the East and West』⁽³⁾の中央、「第11の故郷」(TO MY ADOPTED COUNTRY)⁽⁴⁾ ふくら詩がある。その中で彼は「われは歟く熟慮し機が熟すのを待つて行つた選択、天の『我だれ哉』、とくに最終の決選が下されたゆゑ、吾の意見などに動じぬ」とはだふ」と、『日本くの自分の愛は本物で義務かく生まれたものではない、永く灰のトドモリ続けた火のよみだゆ……』

『But through a ripe, long contemplated choice,
Made final by Heaven's guiding Inner Voice,

Unmoved by pros or cons of hue and cry.

And therefore is my love for thee unfeigned;

Not duty-born nor of another learned;

But more a secret fire that long had burned

Beneath the ashes and at last has gained』

ふかくふかく。ふかくふかくそれが彼の本心やおもいとはなりぬ。しかやがの日本の多くの歴史においては中國アメリカの、権勢をかねに着て(日本のよくな)弱少國を差別し、支配しゆべゆする超大国なる——彼は前世のトマホークや日本がんの罪にいた——はやく哀しみと反撃があつたといは、同じ詩集の「トマ

リカに訴える」(APPEAL TO AMERICA⁽⁴⁾) に明かである。

以上見て來たように、若き日に来日し、様々な靈的経験また人々との交りの体験を通じ、次第に日本の風土と国民を愛するに至つたヴォーリズの一十五年(四半世紀)の歩みの帰結が日本人「一柳米来留の誕生」となつたれば、ほぼ間違いのないといふのであり、またきわめて自然なことであつたと言えるであらう。

注

- (1) この問題については本稿ではとりあげない。なお評論家上坂冬子氏は帰化およびこの問題に关心を持ち、筆者を含む多くの人々に取材して「天皇を守つたアメリカ人」(『中央公論』昭和六十一年五月特大号) 二七ハーハ九〇ページ、を執筆されてゐる。
- (2) 拙稿「W・メレル・ヴォーリズの思想構造」「W・メレル・ヴォーリズの経済思想」(『キリスト教社会問題研究』第三〇、三一號、同志社大学人文科学研究所、一九八二年、八三年)。その他の論文参照。
- (3) 日本基督教団史編纂委員会「日本基督教団史」(日本基督教団出版部、一九六七年)九〇、九四一五ページ。
- (4) 同右書、一〇四ページ。
- (5) 『湖畔の声』(第三三三号、昭和十五年十月) 一一三ページ他。
- (6) 『日本基督教団年鑑』(日本基督教団出版局、昭和十八年) 一〇三—一〇四ページ。
- (7) 『近江兄弟社週報』(第七十九号、近江兄弟社、昭和十二年八月五日) 一一ページ。
- (8) 同右。
- (9) 同右。
- (10) 同右。(昭和十一年十月十三日) 一ページ。
- (11) 同右。
- (12) 『湖畔の声』(第二九六号、昭和十二年十月) 二八ページ、三一ページ他。
- (13) 同右。
- (14) 幅北光『輕井沢ものがたり』(信濃路、昭和四八年) 八四一九〇ページ。沖野は一九一九年東京で吉田と知り合い軽井沢で

の交遊があつた。『湖畔の声』第1111号、七八ページ。

(15) 「日本神社考」(一九三一) お「湖畔の声」に連載して以来、数多く「神社神道」「日本精神」等について寄稿している。

(16) 吉田悦蔵「キリスト教念の誕生を待望す」(『湖畔の声』昭和十五年九月) 一~118ページ。

(17) 沖野若三郎「吉田悦蔵伝」(近江兄弟社、昭和十九年)

(18) 一柳末幸「愛さればいい」(『湖畔の声』第七六五号、一九八〇年) 六八ページ。

(19) 沖野『吉田悦蔵伝』174~158ページ。

(20) 内炭政三「カミコトア・メルル・ヴァーリの一生」(『湖畔の声』第七六三号、昭和五五年) 168ページ。

(21) 『湖畔の声』(第1111号、昭和十五年) 111~112ページ。

(22) 沖野、前掲書176~158ページ。

(23) 同上、三八四ページ。

(24) 奥村龍三「一柳米来留夫妻死書簡」(昭和十六年1月九日付)

(25) 堀文一「一柳夫妻死書簡」(昭和十六年1月11日消印)

(26) M. E. ハーマン・ルーベン、一柳宛書簡(英文) (一九四〇年1月11日付)

(27) CERTIFICATE OF THE LOSS OF THE NATIONALITY OF THE UNITED STATES, by John Allison
Consul of the United States of America.

(28) 一柳米来留「私が帰化するに際して」(一柳満喜子証) (『湖畔の声』第1111号、昭和十六年七月) 四一四ページ。

(29) 新約聖書「使徒行伝」第110章11日付。

(30) 「私が慶祝するに際して」(前掲)

(31) GRACE FLETCHER 「THE BRIDGE OF LOVE」(NEW YORK, 1967)

(32) ibid p. 157

(33) ibid p. 146

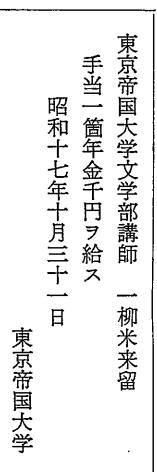
(34) ibid ≈

(35) ibid p. 153

(36) 「湖畔の声」(第1111号、昭和十六年四月) 111~112ページ。

(37) 高木八尺「米山輝男宛書簡」昭和十五年十月十八日付。

(38) 昭和十七年十月三十一日付の左のような辞令が一柳記念館に現存している。



なお東大講師としてのヴォーリズの状況については藤代肇「春の遺蹟」(昭和出版、昭和五十六年)に小説風に描かれている。

(39) 大橋美幸「無冠の太夫」(『潮聲の声』第七六五号、昭和五十五年十一月)九頁一〇。

(40) Merrell Vories Hitotsuyanagi "Poems of the East and West" (The Oni Brotherhood Foundation of America Inc. 1960)

(41) ibid p. 47

(42) ibid p. 48

(おへんじたぶる)・近江民衆社学園開事